

【令和2年2月21日策定】

【令和2年3月25日改定】

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる 町主催行事等の開催ガイドライン

趣 旨

国内の感染者増加の現状を踏まえ、本町のリスク対策として、発生数の急激な増加を抑制することや、重症化しやすい高齢者や基礎疾患（糖尿病や心不全等）のある方等への感染をできる限り減らすことが重要である。そのためには、一定期間、特に不特定多数の人が濃厚接触する機会を思い切って減らす必要があることから、当面における町主催行事等における開催の判断基準を定めることとする。

判断基準

1. 当面の間、予定している町主催の行事等の開催について、次のいずれかの内容を含む行事等は、原則として中止若しくは延期（リスク回避のため内容変更等含む）の判断を必要とする。
 - ①町内外から、不特定多数の来場が見込まれるもの。
 - ②イベント内容にマルシェ等の食の提供を行うもの。
 - ③体験型イベント（手作りワークショップ）など、道具、材料等を不特定多数の来場者が手に触れるなど、濃厚接触リスクが高い内容のもの。
 - ④講演会等で長時間限られた空間の中で不特定多数の来場者が滞留するもの。
2. 来場者や出席者が特定することが可能な行事等で、あらかじめ、参加者へ体調不良等がある場合には無理をせず参加しない等の注意喚起や、当日会場入り口等で手首等の消毒、マスクの着用啓発など、感染症拡大予防対策を講じることができると考えられる行事等は、その必要な対策を講じることが前提に、その開催については、個別に判断する。

* 中止や延期が困難な会議や総会等の集会、町内学校園の卒入園式、卒業入学式等

3. 町と共催行事の開催については、この基準のもと共催者等と協議の上、個別に判断する。